

筑後市高齢者虐待防止マニュアル



筑後市地域包括支援センターいきいき

目次

ページ

第一章 高齢者虐待の定義と種類

1. 高齢者虐待の定義 1
2. 虐待の種類およびその内容と具体例 2
3. セルフネグレクト（自己放任） 3

第二章 筑後市高齢者虐待防止のためのネットワーク

1. 関係機関との連携 4
2. 「福岡高齢者虐待対応チーム」との連携 4
3. どこに相談したらいいの?? 5
4. 人権相談 6

第三章 高齢者虐待に気付いたら!!

1. 市町村への通報 7
 - 1) 養護者による高齢者虐待の防止
 - 2) 要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止
2. 守秘義務 7
 - 1) 高齢者虐待対応者における守秘義務
3. 高齢者虐待発見チェックリストを活用しよう!! 8

第四章 高齢者虐待への対応

1. 高齢者虐待への対応の流れ 10
 - 1) 相談・通報
 - 2) コアメンバー会議
 - 3) 事実確認
 - 4) 個別ケース会議
 - 5) 高齢者、養護者への支援
 - 6) 評価・終結

第五章 どんな制度が利用できるだろう??

1. 成年後見制度 13
 - 1) 法定後見制度
 - 2) 成年後見人（保佐人・補助人）の仕事
 - 3) 任意後見制度
 - 4) 申立て費用
 - 5) 相談窓口

2. 日常生活自立支援事業	16
1) サービスの内容	
2) 相談窓口	
3. 筑後市の介護保険サービス	17
4. 筑後市の介護予防事業	18
5. 筑後市の高齢者在宅福祉サービス	19
資料	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	20

1 第一章 高齢者虐待の定義と種類

高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止と虐待を受けている高齢者の保護のための措置、また高齢者を支える養護者の負担の軽減を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

高齢者虐待防止法第 4 条では、高齢者虐待の防止や養護者支援の重要性の理解を深め、国や市町村が講ずる高齢者虐待の防止や養護者支援のための施策に協力するよう努めることが国民の責務であるとされています。

1. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者を 65 歳以上の者と定めています（高齢者虐待防止法第 2 条第 1 項）。また養護者を、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの」と定めており（第 2 項）、具体的には、高齢者の介護や世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

「高齢者虐待」とは、「養護者による高齢者虐待及び、養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定めています（第 3 項）。「虐待」というと、叩く、蹴るなどの暴力的な行為が思い浮かびますが、虐待にあたる行為はそれだけではありません。

「高齢者虐待防止法」では、高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つを挙げています（第 4 項）。

虐待をする側もされる側も、虐待だと自覚していない場合が多いのが現状です。どのような行為が虐待にあたるのか、しっかり認識しておく必要があります。

- i 身体的虐待 : 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放任（ネグレクト）
: 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待 : 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待の種類およびその内容と具体例

虐待の種類	内容 と 具体例
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部と接触させないようにする行為 ●たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる ●ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に飲ませる など
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や世話の世話をしている家族が、介護や世話を放棄する行為 ●長時間の空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある ●おむつを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など
心理的虐待	脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・情緒的に苦痛を与える行為 ●排泄などの失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など
性的虐待	本人との合意がなく性的な行為を行ったり、強要したりする行為 ●懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス・性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為 ●本人のお金を必要な額渡さない、使わせない ●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

(厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について より)

※虐待者や被虐待者の「自覚」は問いません

上記のような行為を行っている人（虐待者）にその行為が高齢者虐待にあたるという自覚がなかったとしても、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし支援を行う必要があるといえます。

被虐待者の心理として、自分が不当・不適切な扱いを受けていると感じながらも、親族をかばうなどの気持ちから、第三者に対してはこれを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。さらには、上記のような行為を虐待者により受けている人（被虐待者）が、自分が虐待されていると自覚していない場合があります。

被虐待者や虐待者が、虐待の事実を認めない場合や、被虐待者が虐待者から虐待を受けているという自覚がない場合であっても、客観的にみて高齢者の権利が侵害されている状態にある場合には、高齢者虐待に当たるものとして支援を行います。

3. セルフネグレクト(自己放任)

高齢者が、認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができないなどのために、客観的にみると本人の人権が侵害されている場合があります。

このように、自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に、自ら追い込むことをセルフネグレクト（自己放任）と言います。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法における虐待の定義には定められていません。しかし高齢者の尊厳を凶るという観点から、支援を必要としているという「状態」に着目し、虐待の一種として捉え、適切な対応を図っていくことが求められます。

セルフネグレクト（自己放任）のサイン [参考]

- ・脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況、不衛生状況
- ・危機的、非安全な生活水準（例：不適切な配線状況、室内トイレなし、暖房なし、配水設備の不備等）
- ・不衛生又はきたない住居（例：害虫の出没、トイレの故障、尿のにおい、悪臭等）
- ・不適切又は不十分な着衣状況
- ・必要な医療補助具の欠如（例：眼鏡、補聴器、義歯等）
- ・金銭管理ができず、不適切な金銭の蓄え

米国高齢者虐待問題研究所（National Center on Elder Abuse）による
（東京都高齢者虐待対応マニュアル 第1章高齢者虐待とは より）



第二章 高齢者虐待防止のためのネットワーク

筑後市では、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域における高齢者虐待の防止や、高齢者を介護している養護者の支援のための高齢者虐待防止ネットワークを形成しています。

1. 関係機関との連携

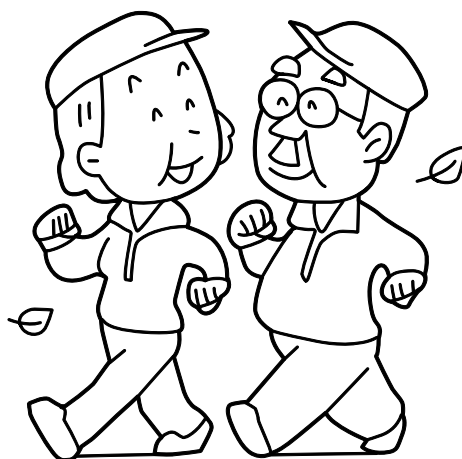
筑後市では、高齢者虐待を防止、早期発見・対応できるように、地域で活動する行政区長や民生委員、人権擁護委員、医療機関、社会福祉協議会、介護保険事業所、警察、消防、その他関係機関と連携しています。

また、高齢者権利擁護研修を年 4 回程実施し、学習の場を持つだけでなくネットワークを構築し、関係機関との連携を深めています。

2. 「福岡高齢者虐待対応チーム」との連携

今日、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとっては高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要です。そこで、福祉に携わる弁護士と社会福祉士が連携し、市町村に対して専門的な知識やノウハウ等を提供することで、高齢者の人権を擁護することを目的とし、高齢者虐待対応チームが立ち上げられました。

具体的には、高齢者虐待事例への対応について電話で相談したり、個別ケース会議への出席を依頼して、専門家としての助言を仰ぎます。



3. どこに相談したらいいの??

筑後市では、高齢者虐待の防止及び養護者支援のため、筑後市地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口を設置しています。また、より地域に密着した相談窓口として、筑後市地域包括支援センター地区ステーションに高齢者虐待相談窓口を業務委託しています。

その他、筑後警察署防犯係でも相談を受け付けています。

「高齢者虐待ではないだろうか?気になるなあ…」と感じる時は、下記相談窓口に相談してください。

相談窓口	住所	TEL	FAX
筑後市地域包括支援センター 「いきいき」	筑後市山ノ井 898	0942-53-4162	0942-53-4119
クリーンパル・ゆう ステーション	筑後市西牟田 6365-7	0942-52-8885	0942-51-1102
芳樹園ステーション	筑後市尾島 541	0942-53-2134	0942-48-1077
社会福祉協議会ステーション	筑後市野町 680-1	0942-52-9123	0942-52-9030
筑後警察署 防犯係	筑後市山ノ井 338	0942-52-0110 (代表)	

どこの相談窓口に相談されてもかまいません。相談しやすい窓口に相談してください。



4. 人権相談

法務省人権擁護局には、人権相談所が設置されています。毎日の生活の中で、これは人権上問題でないだろうかと感じた際に、気軽に相談できる場所として開設されています。

①常設人権相談所

場所	相談窓口	住所	TEL
福岡法務局八女支局	平日の午前8時30分 から午後5時15分まで	八女市稲富127	0943-23-2603

②インターネット人権相談受付（24時間受付）

法務省人権擁護局では、人権相談をインターネットでも受け付けています。

ホームページアドレス <http://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/frame.html>

③人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。筑後市では、月1回サンコア（筑後市勤労者家庭支援施設）で、人権擁護委員による『なんでも人権相談』を実施しています。

場所	相談窓口	住所	TEL
筑後市中央公民館 （サンコア）	月に1回	筑後市大字山ノ井 899	【問合せ】筑後市役所 人権・同和对策室 0942-65-7039

また、各地域で開催されている地域デイサービスで人権相談を実施したり、人権に関する講演会を開催するなどの活動を行っています。



第三章 高齢者虐待に気付いたら!!

1. 市町村への通報

1) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を発見した者は、高齢者虐待を受けている高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合は、市町村への通報が義務付けられています。これを通報義務と言います（高齢者虐待防止法第7条第1項）。

また、生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、市町村に通報するよう努めなければならないとされています（第2項）。これは、本人や家族が虐待ではないと否定した場合や、虐待と言えるのだろうか…?と判断に迷う場合でも、窓口へ相談することが望ましいと解釈されます。これを努力義務と言います。

2. 守秘義務

1) 高齢者虐待対応者における守秘義務

高齢者虐待を発見し、通報しようと思った際に、「通報したことを知られたくない」「通報者が自分だと特定されては困る」など、通報を躊躇する場合もあると思われます。

通報や相談を受けた筑後市地域包括支援センターの職員には、通報者や相談者が特定されるような情報を漏らしてはならないという守秘義務が定められています（第8条）。さらに、高齢者虐待事例の関係機関の職員にも、同様に守秘義務が課せられています（第17条第2項）。

2) 通報と個人情報保護

個人情報保護により「通報して良いのだろうか…」と通報することをためらう場合があるかもしれません。

しかし、高齢者虐待防止法第7条第3項に、通報義務は守秘義務よりも優先される旨が規定されていますので、安心して通報してください。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされ、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できるとされています（個人情報保護法第23条）。この規定は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就く者にも適用されます。

高齢者虐待事例は、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられます。

(個人情報保護法第 23 条)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一) 法令に基づく場合

二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

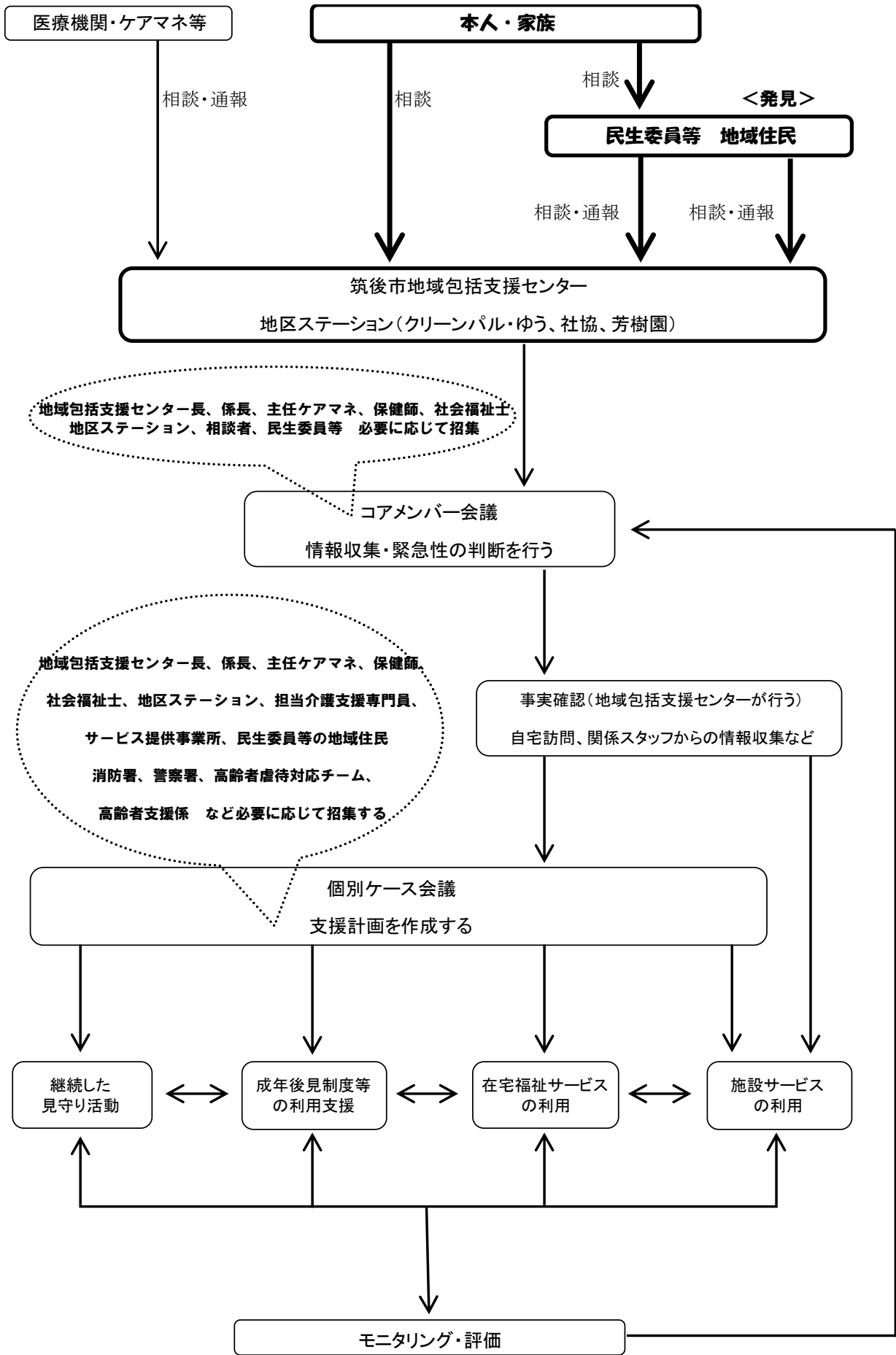
3. 高齢者虐待発見チェックリストを活用しよう!!

最悪の事態に至る前に、実は周囲の人が異変に気付いていた、ということも少なくありません。「ちょっと変だな」と感じたら、高齢者虐待発見チェックリストを活用してください。チェックリストに当てはまったり、「もしかして?」と思うようなことがあれば、相談窓口に連絡をしてください。

しかし、チェックリストに当てはまる全ての場合で高齢者虐待が行われているわけではありません。相談・通報を受けたのち、筑後市地域包括支援センターが虐待の有無の判断を行います。

高齢者虐待発見チェックリスト	
○印	気付いたこと! 気になること!
	1. 暴力を受けている、どなられる、年金を取られるなどと訴えている
	2. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
	3. 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている
	4. 介護や病気について相談する人がいないようだ
	5. 一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
	6. 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7. 昼間でも雨戸がしまっている
	8. 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9. 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている
	10. 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる
	12. 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
	13. 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14. 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15. 最近、セールスや営業の車が来るようになった
	16. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

東京都老人総合研究所作成「高齢者と家族の幸せのために」より



1. 高齢者虐待への対応の流れ

高齢者虐待防止法では、本人や家族、民生委員等の地域住民、担当ケアマネージャー、医療機関等から筑後市や筑後市地域包括支援センターに相談・通報があった場合は、速やかに高齢者の安全の確保、事実確認を行い、今後の対応を協議することとされています（高齢者虐待防止法第9条）。

協議の結果を受け、高齢者を保護したり、在宅福祉サービスの利用支援を行います。

また被虐待者だけでなく、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・助言等の支援にも取り組むこととされています（第14条）。

1) 相談・通報

相談・通報は、筑後市地域包括支援センターや地区ステーションに直接寄せられる場合と、筑後市のさまざまな窓口寄せられる場合が考えられます。その後、相談・通報を受けたさまざまな窓口から、筑後市地域包括支援センターへ連絡をしてもらい、連携して対応していくこととしています。

相談・通報を受けた筑後市地域包括支援センターは、虐待の具体的な内容や程度、被虐待者と虐待者の現在の状況、介護サービス等サービスの利用状況などの情報を関係機関から収集します。

被虐待者が自ら警察署に通報したり、保護を求めたりすることや、救急車要請があり救急隊が訪問した際に、高齢者虐待が疑われるような状況に遭遇することも考えられます。このような場合には、警察署や消防署から筑後市地域包括支援センターに相談・通報してもらうことになります。

2) コアメンバー会議

筑後市地域包括支援センターが相談・通報内容についての情報収集を行ったのちに、コアメンバー会議を開催します。この会議は、虐待の有無、緊急性の判断を行い、当面の支援計画（支援内容と支援に対する役割分担）を策定することを目的としています。

コアメンバー会議は、筑後市地域包括支援センター長、運営担当係長、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、地区ステーション職員が出席して行いますが、必要に応じて、民生委員や担当ケアマネージャーなど、相談・通報があった事例に関係する人を招集する場合があります。

3) 事実確認

高齢者虐待に関する通報、届出があった場合には、速やかに、高齢者の安全確認、事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。コアメンバー会議ののち、筑後市地域包括支援センターが事実確認を行います。

具体的には、被虐待者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握や被虐待者や養護者、その他の家族の状況把握などを行います。

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して状況を把握することが望ましいと考えられます。しかし、高齢者や養護者が非常に警戒していたり、訪問を拒否する場合もあり、そのようなときには高齢者や養護者と関わりのある機関や親族、民生委員等の地域住民の協力を得ながら情報収集を行います。

また、養護者が高齢者虐待をしているという認識がない場合や、虐待でない場合もあるため、虐待という言葉が安易に使用せず、高齢者や養護者との関係作りができるよう慎重に訪問調査を行います。

4) 個別ケース会議

事実確認後、個別ケース会議を開催し、被虐待者や虐待者（養護者）への支援計画（今後の支援方針、支援内容等）を作成します。支援計画を作成する中で、関係機関の役割分担や連絡体制の整備も行います。

この会議は、定期的で開催されるものではなく、必要に応じてその都度開催することとしています。

会議参加者は固定的なものではなく、個別の高齢者虐待事例に応じて招集します。

具体的には下記のような関係機関を招集します。

筑後市地域包括支援センター（センター長、係長、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、担当地区ステーション職員）

担当ケアマネージャー

居宅サービス提供事業所

医療機関

民生委員

行政区長などの地域住民

高齢者虐待対応チーム（弁護士・社会福祉士）

消防本部

警察署

高齢者支援担当

福祉事務所等の行政における担当課

その他必要に応じ、関係機関を招集します。

5) 高齢者、養護者への支援

個別ケース会議で作成した支援計画に沿って、高齢者や養護者への支援を行います。

具体的には、介護保険サービスや在宅福祉サービスの利用支援、介護保険施設や養護老人ホーム等への入所支援、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援などがあります。支援を行う際には、市役所担当課や居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等の各関係

機関と連携します。

養護者に対する支援としては、高齢者が何らかのサービスを利用することで養護者の介護負担の軽減を図ることや、養護者に対し消費生活相談の窓口や就労相談の窓口を紹介することなどがあります。

サービスを利用することの必要性を説明したり、利用できるサービスについての情報提供を行ったりしても、高齢者や養護者がサービスの利用を強く拒否する場合があります。このようにサービスの利用が困難な場合には、地域包括支援センターや関係機関等が連携して定期的な見守り訪問を行い、経過を見守ります。

6) 評価・終結

一定期間後、関係者からの情報収集や自宅訪問を行い、支援状況の評価を行います。

支援状況の評価は、被虐待者、養護等の支援・サービス等の受け入れ状況や生活状況全般の確認を行います。確認を受けてコアメンバー会議を開催し、被虐待者・養護者へ支援を行うことで、虐待の状況が改善しているか、新たな問題が発生していないか等の確認を行います。

虐待の状況が改善せず、新たな問題が発生している場合には、再度ケース会議を開催し、支援方法の見直しを行い、それに沿った支援を行います。

コアメンバー会議において、新たな問題の発生がなく高齢者虐待が解消し生活が安定したと判断された場合は、高齢者虐待事例としての支援は終結します。一旦支援が終結したものの高齢者虐待が再発した場合には、再度、高齢者虐待事例としての支援を開始します。

第五章 どんな制度が利用できるだろう??

1. 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々は、財産、金銭の管理や、さまざまな法的手続きを行う必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

1) 法定後見制度

援助は本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
申立て窓口		本人の住所地を管轄する家庭裁判所 (生活の本拠があればよく住民票上の住所でなくても差し支えない)		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		●特定の事項以外の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為についての代理権	●特定の事項の一部についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為についての代理権

- ・特定の事項…民法に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ・同意権…本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ・特定の法律行為…民法に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

2) 成年後見人(保佐人・補助人)の仕事

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人は本人に代わって行った事務行為について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見人は、具体的には、次のようなことを行います。

① 財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人選任後1ヶ月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出します。

② 今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

③ 本人の財産を管理する

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。

④ 本人に代わって契約を結ぶ

介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを本人に代わって行います。

⑤ 仕事の状況を家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、助言や指導を受けます。そのため、後見人が本人の意思に反して勝手に物事を進めることはできません。また、裁判所に報告を行うことで、本人の財産を悪用することができない仕組みとなっています。

3) 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。

公証役場	住所	TEL	FAX
久留米公証役場	久留米市中央町 28-7 明治通 3 丁目ビル	0942-32-3307	0942-39-2321

4) 申立て費用

① 法定後見制度

保佐・補助：20,000 円～100,000 円程度

(申立手数料 800 円～2,400 円、登記印紙 2,600 円、郵便切手 4,480 円、戸籍謄本等発行手数料に加え、場合によっては鑑定費用が必要となります。)

後見：20,000 円～100,000 円程度

(申立手数料 800 円、登記印紙 2,600 円、郵便切手 3,480 円、戸籍謄本等発行手数料に加え、場合によっては鑑定費用が必要となります。)

② 任意後見制度

公正証書作成料と申立て費用を合わせて 20,000 円程度

(公証役場の手数料 1 契約につき 11,000 円、登記印紙 2,600 円、法務局への登記嘱託料 1,400 円、書留郵便料約 540 円、正本謄本の作成手数料 250 円×枚数)

5) 相談窓口

相談窓口	住所	TEL	FAX
筑後市地域包括支援センター 「いきいき」	筑後市山ノ井 898	0942-53-4162	0942-53-4119

相談窓口	住所	TEL	FAX
家庭裁判所八女支部	八女市本町 537-4	0943-23-4036	

(参考：家庭裁判所 成年後見制度－詳しく知っていただくために－ 令和元年 10 月)

2. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障害、精神障害がある方で判断能力が不十分なために日常生活に困っている方に対して、福祉サービスの利用のお手伝いや、日常的な金銭の出し入れのお手伝いをを行います。

1) サービスの内容

① 福祉サービスの利用援助

例えば・・・

- ・福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言をします。
- ・福祉サービスを利用する（やめる）ための手続きのお手伝いをします。
- ・福祉サービスの利用料金の支払いのお手伝いをします。
- ・福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きのお手伝いをします。

② 日常的金銭管理

- ・福祉サービスの利用援助に関連して、日常的金銭管理を行います。
- ・年金を受け取ったり、医療費や税金、保険料、公共料金などを支払ったり、預金や貯金の出し入れのお手伝いをします。

□ 利用料：1時間 1,000円以内 以降30分超えるごとに350円ずつ加算されます。

(3時間を超えた場合 2,750円)

※生活保護受給者の方は無料

③ 書類預かりサービス

日常的金銭管理で使用する預金通帳や銀行印などを預かります。また、それ以外の書類等（権利書、年金証書、契約書類等）を預かります。

□ 預かり料：預貯金通帳・印鑑 月350円（年4,200円）

権利書・年金証書等 月250円（年3,000円）

※生活保護受給者の方は無料

④ お手伝いをするのは・・・

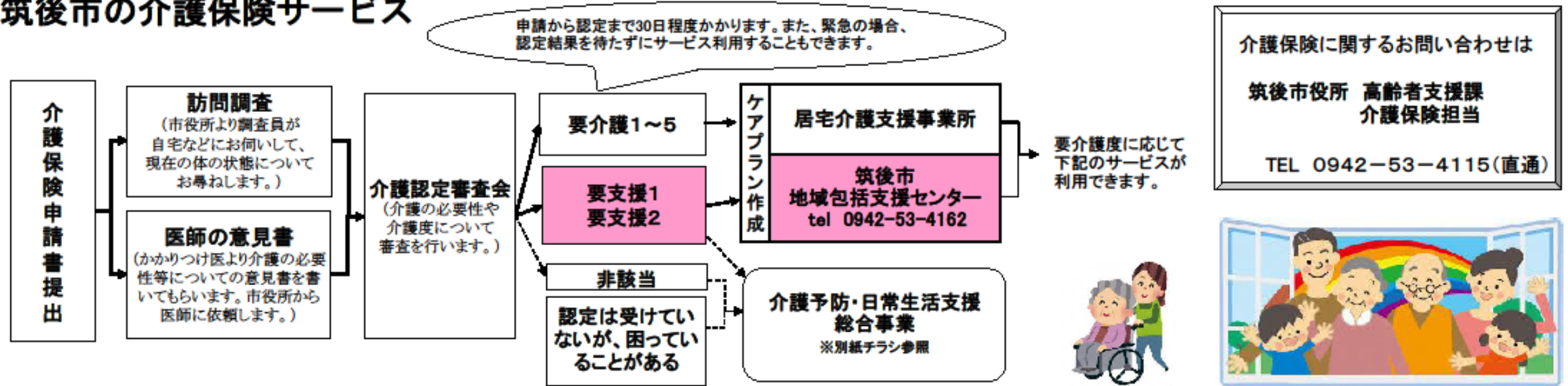
「生活支援員」と呼ばれる人たちです。民生委員や社会福祉協議会の職員などがその役割を担います。

2) 相談窓口

相談窓口	住所	TEL	FAX
筑后市社会福祉協議会	筑后市野町 680-1	0942-52-3969	0942-53-6677

(参考：日常生活自立支援事業 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会)

筑後市の介護保険サービス



在宅サービス(介護サービス・予防サービス・総合事業の一部)

訪問介護(ホームヘルプ)
ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄の介護や炊事・掃除・洗濯など日常生活の手助けを行います。

訪問入浴介護
寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴のための設備や浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の手助けをします。

通所リハビリテーション(デイケア) / 訪問リハビリテーション
医療施設や介護老人保健施設等、または自宅で、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。

訪問看護
看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、床ずれの手当などを行います。

居宅療養管理指導
通院が困難な高齢者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

短期入所生活介護 / 短期入所療養介護(ショートステイ)
短期間(1~2週間程度)、施設に泊りながら介護や機能訓練などを受けることができます。

通所介護(デイサービス)
デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、食事・入浴の介助や、日常動作訓練・レクリエーション

小規模多機能型居宅介護
デイサービスを中心に、ホームヘルプ、ショートステイを柔軟に組み合わせ、食事・入浴の介助や日常動作訓練・レクリエーションなどのサービスが

認知症対応型通所介護(単独・共用)
認知症の状態にある高齢者等が、デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴の介助や、認知症状の進行の緩和・維持を目的とした日常動作訓練・

特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどに入所している高齢者等も、必要な介護サービスを介護保険から受けられます。

地域密着型サービス
※筑後市内の事業所のみ利用できます
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
認知症の状態にある高齢者等が5~9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄など、日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、ホームヘルパーや看護師等が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護サービスや看護サービス等が受けられます。

福祉用具の貸与
特殊寝台、じょくそう予防用具、車椅子などの福祉用具を貸し出します。※状態によって利用できない品目があります。

支給申請が必要なサービス
福祉用具購入費の支給
排泄や入浴等に使用される用具の購入費を支給します。※要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は1年間に10万円です。

住宅改修費の支給
家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用を支給します。事前にご相談ください。(申請が必要です) ※要介護状態区分にかかわらず、改修時に住んでいる住宅について利用できるのは原則として1人1回限りで、

施設介護サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
【対象】原則、要介護3以上の方(ただし、要介護1・2の方は必要に応じ特例として入所)
常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。 ※ 筑後市の被保険者のみが利用できる

介護老人保健施設(老人保健施設)
【対象】要介護1以上の方
病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いた介護が必要な高齢者等が、入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

介護療養型医療施設(療養型病床群等)
【対象】要介護1以上の方
急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者等のための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護が受けられます。

介護医療院
【対象】要介護1以上の方
長期療養が必要な高齢者等が、入所します。療養上の管理、看護、医学管理下での介護、機能訓練、医療、日常生活の介助などが受けられる新たな介護保険施設です。

筑後市の介護予防事業

令和2年4月1日現在

※地域によっては実施していないことがあります。

①シルバーお助け隊サービス

日常生活に支障がある方に対し、シルバー人材センターから自宅へヘルパーを派遣し、簡単なお手伝いをします。

内 容：外出の支援、買物、洗濯、掃除、その他軽易な生活援助

対 象 者：要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者

利用回数：週2回まで
利用時間：1回 原則1時間
利 用 料：1時間あたり210円

②介護予防生きがい活動支援デイサービス

身体機能の向上、参加者との交流を通して、生き生きとした生活を送ってもらうことを目的として、福祉センターから車でお迎えし、軽い体操や昼食の提供、レクリエーション、趣味活動などをして過ごしてもらい、夕方ごろ自宅まで送ります。

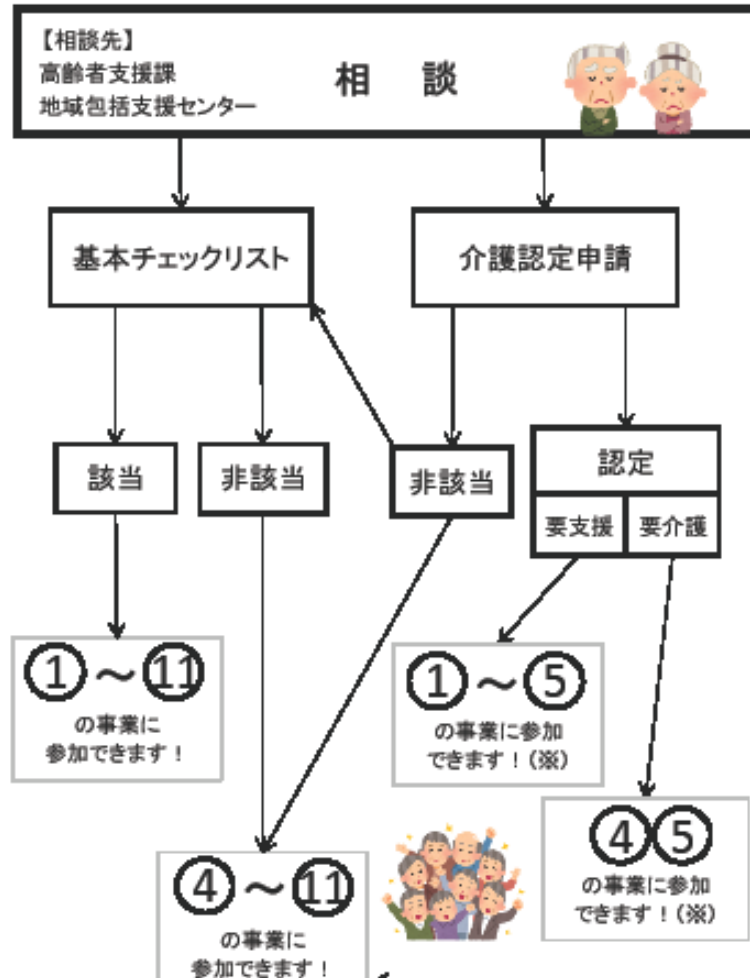
対 象 者：要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者
実施日：月曜日～金曜日のうち 1人週1回
午前10時～午後3時
場 所：筑後市総合福祉センター
利用料：1人1回 1,000円



③元気カレッジ

3～6か月の短期間で、週2回、専門職(作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士等)より、運動器(筋肉・関節・骨など)の機能向上のための、ストレッチ体操や筋力トレーニングなどを行います。栄養改善やお口のケアについての講座も実施します。また、自宅に専門職が訪問、自宅や地域での生活環境を整えるなどの支援も行います。希望者には自宅から実施場所までの送迎をいたします。

対 象 者：要支援認定者
介護予防・日常生活支援総合事業対象者
実施日：火曜日・木曜日 午後2時～午後4時
場 所：株式会社 コスモ
利用料：1人1回400円



(※)身心の状態により⑥～⑪についても参加できるものがあります。

【介護予防事業に関する問い合わせ先】

筑後市役所 高齢者支援課 高齢者支援担当
TEL 0942-53-4255

【地域での活動】

④地域デイサービス

高齢者を対象に、地域の公民館等を利用して、地域のボランティアの協力により、健康チェック、健康体操やレクリエーション、昼食、季節行事などを行います。活動回数は地域によって異なります。

⑤地域さんかく塾

高齢者を対象に、地域の公民館等を利用して、ストレッチ体操や筋力アップ体操・レクリエーションなどを行います。月2回～週1回の活動で地域住民同士の交流の場となり、高齢者の閉じ込め予防に繋がっています。

※開始時期・回数は事業ごとに異なります。
※負担金が必要な教室があります。
※詳細は、広報ちくごに掲載します。

【市の事業】

⑥足腰びんしゃん塾

踏み台昇降運動やウォーキング、筋力トレーニングなどを行い、介護のいらぬ身体づくりを行います。
実施期間：5～9月(15回) 週1回
場所：筑後市北部交流センター(チクロス)

⑦ロコトレ教室

ロコモティブシンドローム予防のため、ストレッチ体操や筋力トレーニングを行います。
実施期間：5～8月(13回)、9～12月(13回) 週1回
場所：筑後市保健センター

⑧メンズトレーニング倶楽部

男性を対象にした教室でストレッチ体操やマシントレーニングを行い、健康づくりに取り組みます。
実施期間：9月(5回) 週1回
場所：筑後市北部交流センター(チクロス)

⑨ノルディックウォーク健康教室

ウォーキング用ポールを使い、正しいウォーキングの仕方を学びながら市民の森公園で運動します。
実施期間：4月(4回) 週1回
場所：市民の森公園

⑩脳活クラブ

誰もが楽しめる手工芸の活動等を通して、手指を動かし、認知症予防に取り組みます。
実施期間：10月(4回)、2月(4回) 週1回
場所：筑後市保健センター

⑪ケアトランポリン健康教室

転倒防止用の手すりをつけた一人用のトランポリンを使い、足腰の筋力やバランス力の向上、認知症予防に取り組みます。
実施期間：11～2月(16回) 週1回

筑後市の高齢者在宅福祉サービス

このようなことはありませんか？

買い物をするにも腕や足が痛くて、食事の準備が難しくなった...

足も腰も弱ってしまって、以前ほど動けなくなってきた。今後どのように生活していこうか...

用事で少し家を空けなければいけないが、弱っている親を一人置いて行くのは...

生活上での困りごとに関しては、地域包括支援センターもしくは高齢者支援課にご相談ください。お困りの内容によっては右のようなサービスを受けることができます。在宅福祉サービスを希望、申請される際は必ず地域包括支援センター地区ステーションからの調査が必要になりますので、下記までご連絡ください。



高齢者の在宅福祉について、お気軽にご相談ください。

筑後市地域包括支援センター	TEL 53-4162	
地区ステーション グリーンパル	TEL 52-8885	(筑後北、松原、西牟田、二川校区)
地区ステーション 芳樹園	TEL 53-2134	(筑後、古川、水洗、下妻校区)
地区ステーション 社会福祉協議会	TEL 52-9123	(羽犬塚、水田、古島校区)
筑後市役所 高齢者支援課 高齢者支援担当	TEL 53-4255(直通)	

重度移動困難者外出支援サービス

在宅の寝たきり高齢者等で公共交通機関等の利用が困難な方に対し、医療機関等への外出を福祉車両(ストレッチャー付)を使い、送迎するサービスです。

委託先：社会福祉協議会
 実施区域：筑後市内及び筑後市に隣接する医療圏内
 利用料：1回往復につき
 市内 1,360円 市外 1,930円
 3か所以上2,980円
 4時間を超える場合30分毎に500円加算

※有料道路、駐車場代等実費は利用者負担となります。
 ※利用の際は、介護者の付添いが必要です。

給食サービス

65歳以上のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯および障害者等で、自力では食事の準備ができない方で、見守りを必要とする方に、お弁当(夕食のみ)を配食します。

実施日：月曜日～日曜日のうち必要な曜日
 (ただし、1月1日～1月3日は除きます)
 利用料：1食 400円(生活保護世帯は300円)

※見守りサービスも兼ねているので、手渡しでの受け取りをお願いしています。
 ※配達するお弁当の業者は地域によって異なります。

緊急通報装置



65歳以上のひとり暮らしの虚弱高齢者など(ただし、要件を満たす方に限ります。)に緊急通報装置を貸与し、日々の生活の不安を解消します。

利用料：500円/月(生活保護世帯は無料)

設置工事(9,900円)及び電池(約300円)交換は自己負担になります。

生活支援ホームヘルプサービス

一部介護認定
制限あり

65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活上のお手伝いをします。

内容：家屋の簡単な修理、窓拭き等の大掃除
 家周りの草取り・草刈り

委託先：シルバー人材センター
 回数等：1回につき4時間以内、年度4回まで。
 利用料：住民税の課税状況と収入に応じて利用料が決定されます。

生活支援ショートステイ

介護認定
制限あり

65歳以上の高齢者をお世話する家族の方が、病気・冠婚葬祭・出産・旅行などで一時的にお世話できなくなった場合や、介護疲れで休養したいときなどに高齢者(要介護1以上の方は除きます)を1週間程度老人ホームにお預かりします。

利用料：住民税の課税状況と収入に応じて利用料が決定されます。

施設名：養護老人ホーム 紅葉園
 養護老人ホーム 長生園
 養護老人ホーム 八媛苑

※あらかじめ登録が必要です。

高齢者・障害者等SOSネットワーク



認知症高齢者・障害者等が行方不明になったときにネットワーク協力機関と連携することにより、早期発見・保護につなげます。また、本人や親族からの申請に基づき、行方不明になる恐れがある高齢者等の個人情報事前登録制度があります。

検索願 筑後警察署
 事前登録申込み 筑後市役所 高齢者支援課

訪問指導

市民の健康や病気の療養・予防などについて、保健師が家庭を訪問し、健康指導・相談などを行います。

令和2年10月6日現在

(資料)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日 法律第二百二十四号)

改正 平成一八年六月二一日法律第八三号

同一八年一二月二〇日同第一一六号

同二〇年五月二八日同第四二号

同二三年六月二二日同第七二号

同二三年六月二四日同第七九号

同二六年六月二五日同第八三号

同二七年五月二九日同第三一号

同二九年六月二日同第五二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に

規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

い。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職

務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一十一条、第一百一十一条の二及び第三百十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(平二三法七二・追加、平二九法五二・一部改正)

(罰則に関する経過措置)

第三百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)

の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二三法七二・一部改正)

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一月二〇日法律第一一六号） 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行)

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行)

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七條の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五條、第二十九條、第三十一條、第六十一條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十一條及び第七十二條の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十二条の十二、第一百五十二条の二十二第一項及び第一百五十二条の四十五の改正規定、同法第一百五十二条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十二条の四十六及び第一百五十二条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十二条の四十八を同法第一百五十二条の四十九とし、同法第一百五十二条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七条、第一百八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九条から第八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三

十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行）

（平二七法三一・一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。



令和2年10月改定

筑後市地域包括支援センターいきいき

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898

TEL: 0942-53-4162 / FAX: 0942-53-4119